

目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 6 3 号	熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局	1
第 6 4 号	熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	2
第 6 5 号	熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局	4

議案第 6 3 号

熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の
使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用
等の公営に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 4 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 9 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 9 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「公職選挙法施行令」の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 6 4 号

熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 9 の項中「1 0, 8 0 0 円」を「1 2, 2 0 0 円」に改め、同表の 1 0 の項中「8, 9 0 0 円」を「1 0, 1 0 0 円」に改め、同表の 1 1 の項中「1 2, 8 0 0 円」を「1 4, 5 0 0 円」に改め、同表の 1 2 の項中「1 1, 3 0 0 円」を「1 2, 8 0 0 円」に改め、同表の 1 3 の項中「1 0, 8 0 0 円」を「1 2, 2 0 0 円」に改め、同表の 1 4 の項中「1 0, 9 0 0 円」を「1 2, 4 0 0 円」に改め、同表の 1 5 の項中「9, 6 0 0 円」を「1 0, 9 0 0 円」に改め、同表の 1 6 の項中「8, 9 0 0 円」を「1 0, 1 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、令和 7 年 6 月 4 日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙に係る報酬について適用し、同月 4 日前にその期日を公示され、又は告示された選挙に係る報酬については、なお従前の例による。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部改正に

に伴い、選挙長等の報酬の額を改定したいので、この案を提出するものであります。

議案第 6 5 号

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成 1 9 年条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「公職選挙法施行令」の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成に係る公費負担の限度額の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。

